

令和5年度

償却資産申告の手引

伊江村内で事業を営み、事業の用に供することのできる資産をお持ちの方、又は伊江村内に事業用として貸し付けている資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在所有している資産を申告していただくことになっています。

申告期間：令和5年1月4日（水）～1月31日（火）

◇申告にあたってのお願い◇

- 申告期間は令和5年1月31日（火）までですが、なるべく早めに申告していただきますようご協力をお願いします。
- 継続して申告される方は、前年度（R4年度）との期末価額と今年度（R5年度）の期首価額が一致しているかご確認ください。
- 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記入して提出してください。
- 申告書を郵送される方で、申告書の控えが必要な場合は、返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。
- 伊江村役場ホームページから申告書様式のダウンロードができます。ご活用ください。（<https://www.iejima.org/>）

【提出・お問い合わせ先】

〒905-0592

伊江村字東江前38番地

伊江村役場 住民課 税務係

TEL：0980-49-2316（税務係直通）

目次

I 償却資産の概要

1 償却資産とは	3
2 申告が必要な資産	3
3 種別の主な償却資産	4
4 償却資産と家屋の区分	4・5
5 申告の必要がない資産	6
6 償却資産の評価及び税額の計算方法	7・8
7 国税の取扱いとの主な違い	8
8 非課税と課税標準の特例について	9
9 固定資産税の課税免除について	9

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方（納税義務者）	10
2 申告の区分と提出書類	10・11
3 事務所、事業所等、資産の所在地、住所、氏名又は名所が変更になった場合	11
4 解散、廃業、村外への移転等の場合	11
5 個人番号・法人番号の記入について	12
6 過年度課税について	13
7 申告しない場合又は虚偽の申告をした場合	13
8 申告内容の確認調査について	13
9 申告用紙が不足の場合	13
10 電子申告（インターネットからの申告）について	13

申告の作成については以下参照

償却資産申告書の記入例	14・15
種別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	16
種別明細書（減少資産用）の記入例	17
償却資産の申告対象の確認見本	18・19
耐用年数表	20・21・22・23

〒905-0592

沖縄県 伊江村字東江前 38番地

伊江村役場 住民課 税務係 宛

郵送にて申告書を提出される際に
切り取ってご活用ください



I 償却資産の概要

1 償却資産とは

土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。主な例として、次のような資産があります。

種類	主な償却資産	
第1種	構築物	広告設備、独立煙突、門、塀、テニスコート、ゴルフ練習場のネット設備・芝生等、緑化施設、庭園、舗装路面など
構築物	建物附属設備	屋外給排水設備、受変電設備、家屋の賃借人の施した造作など
第2種 機械及び装置	旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、ホイスト、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、変・発電設備、立体駐車場の機械装置、太陽光発電装置など	
第3種 船舶	はしけ、ボート、漁船、油槽船、貨物船、客船、遊覧船など	
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
第5種車 両及び運搬具	フォークリフト、モーターシーパーなどの大型特殊自動車（車両番号「0」、「00」～「09」、「90」～「99」）、荷車、手押車など	
第6種 工具・器具 及び備品	測定・検査工具、治具、取付具、切削工具、金型、家具（事務用机、応接セット、キャビネット、棚等）、電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務所用機器（パソコン、電話、ファクシミリ、コピー機等）、LAN設備、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器（楽器等を含む）など	

2 申告が必要な資産

令和5年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

下期の資産も事業の用に供することができれば申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 簿外資産（会社の帳簿に記入されていない資産）
- ③ 償却済資産（減価償却を終えた資産）
- ④ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑥ 資本的支出としての改良費（新たな資産の取得とみなされ、本体とは独立した資産）
- ⑦ 赤字決算などのために減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産
- ⑧ 取得価額が20万円未満であっても、個別に減価償却している資産
- ⑨ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

3 種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
共通	受変電設備、看板、屋外広告塔、舗装路面、外灯、テナント内部造作、緑化施設、庭園、ネオンサイン、キャビネット、応接セット、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、エアコン、金庫、机・椅子、パソコン、LAN設備、レジスター、外構工事（フェンス・植栽）など
飲食業	カウンター、室内装飾品、カラオケ機器、自動販売機、ステレオ、放送設備、タオル蒸器、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、日よけなど
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器、洗面設備、ドライヤー、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリープ、プレス、モーター、ミシンなど
ホテル・旅館業	ベッド、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、自動販売機、電話交換設備など
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍庫、肉切断機、挽肉器、電子秤、冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機など
加工・修理業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、工業用水道など
医（歯）業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒用殺菌機器、手術機器、歯科診療ユニットなど
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分、金属造の塀、コンクリート造の塀、太陽光発電設備など
娯楽業	パチンコ器、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場用設備など

4 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備などの家屋と一体となって効用を高める建設設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、「家屋」と「償却資産」を区分して評価しています。

家屋に施した建築設備・造作等のうち、次項の表において◎で示すものは、償却資産に該当します。家屋の所有者以外の賃借人（テナント）が施したもので、その所有権が家屋の所有者に帰属しないものについては、構築物として賃借人が償却資産の申告をする必要があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機装備、蓄電設備		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備	屋外設備		◎		◎	
	照明器具設備	屋内設備	○			◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
	電話設備		電話機、交換機等の機器		◎		◎
			配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備		設備一式		◎		◎
	放送・		マイク、スピーカー等の機器		◎		◎
	拡大声設備		配管・配線等	○			◎
自動扉装置		設備一式	○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外施設備、引込工事		◎		◎	
		特定の生産又は業務用設備				◎	
		屋内の配管等	○			◎	
	給湯設備		局所式給湯設備（流し用）		◎		◎
			局所式給湯設備（ユニットバス）	○			◎
			中央式給湯設備				◎
	ガス設備		屋外施設備、引込工事		◎		◎
			特定の生産又は業務用設備				◎
			屋内の配管等	○			◎
	衛生設備		設備一式（洗面器、大小便器）	○			◎
消火設備		消火器、避難器具、ホース等		◎		◎	
		消火栓設備、スプリンクラー設備	○			◎	
空調設備	空調設備	天井埋込式、天井カセット型	○			◎	
		天井吊型、ルームエアコン（壁掛）		◎		◎	
		特定の生産又は業務用設備				◎	
	換気設備		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
上記以外の設備			○			◎	
運搬設備	昇降設備	製品搬送設備、リフト（工場用）		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター	○			◎	
その他の設備	駐車場設備	機械式駐車場、精算機、発券機		◎		◎	
	外構工事	工事一式（門・塀・緑化設備等）		◎		◎	

5 申告の必要がない資産（※次の資産は、償却資産の対象となりません）

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、水道施設利用権、ソフトウェア等）
- ③ 繰越資産（開業費、試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ⑤ 牛、馬、果樹その他の生物（ただし、観賞用興行用及びこれらに準ずる用に供するものは、申告の対象です）
- ⑥ 取得価額が10万円未満の償却資産で、かつ税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入された資産
- ⑦ 取得価額が20万円未満の償却資産で、かつ税務会計上3年間で一括して均等償却した資産

<参考>

少額の減価償却資産の取扱いについて

償却方法 \ 取得価格	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円未満 30万円未満	30万円以上
一時損金算入／必要経費※1	申告対象外			
3年一括償却※2	申告対象外			
中小企業特例※3 (租税特別措置法適用)	申告対象			
個別減価償却※4	申告対象			

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。

※4 個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

その他、国税との取扱いの違いは8ページをご参照ください。

6 償却資産の評価及び税額の計算方法

① 評価額の求め方

取得年月、取得価額及び耐用年数を基に、それぞれの資産の評価額を求めます。

A及びBは、耐用年数に対応する「減価残存率」を表しており、取得価額にその減価残存率をかけて評価額を求めます。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合、取得価額の5%の額が評価額となります。

- 前年中に取得した資産の評価額 = 取得価額 × A
- 前年前に取得した資産の評価額 = 取得価額 × A × B
- 上の1年前に取得した資産の評価額 = 取得価額 × A × B × B

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	A	B		A	B		A	B
	前年中取得	前年取得		前年中取得	前年取得		前年中取得	前年取得
2	0.658	0.316	19	0.943	0.886	36	0.969	0.938
3	0.732	0.464	20	0.945	0.891	37	0.97	0.94
4	0.781	0.562	21	0.948	0.896	38	0.97	0.941
5	0.815	0.631	22	0.95	0.901	39	0.971	0.943
6	0.84	0.681	23	0.952	0.905	40	0.972	0.944
7	0.86	0.72	24	0.954	0.908	41	0.972	0.945
8	0.875	0.75	25	0.956	0.912	42	0.973	0.947
9	0.887	0.774	26	0.957	0.915	43	0.974	0.948
10	0.897	0.794	27	0.959	0.918	44	0.974	0.949
11	0.905	0.811	28	0.96	0.921	45	0.975	0.95
12	0.912	0.825	29	0.962	0.924	46	0.975	0.951
13	0.919	0.838	30	0.963	0.926	47	0.976	0.952
14	0.924	0.848	31	0.964	0.928	48	0.976	0.953
15	0.929	0.858	32	0.965	0.931	49	0.977	0.954
16	0.933	0.866	33	0.966	0.933	50	0.977	0.955
17	0.936	0.873	34	0.967	0.934	51	0.978	0.956
18	0.94	0.88	35	0.968	0.936	52	0.978	0.957

② 課税標準額

賦課期日（1月1日）現在の全資産の評価額の合計が、課税標準額となります。
ただし、課税標準の特例が適用される場合は、評価額の合計から軽減額を控除したものが課税標準額となります。

③ 免税点

課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。
なお、150万円未満となるかどうかは、標準額の計算をした結果により判定しますので、償却資産の多少にかかわらずご申告ください。

④ 税額

税率は1.4%です。従って、年税額は次のように求められます。

$$\cdot \text{課税標準額（千円未満切捨て）} \times 0.014 = \text{年税額（百円未満切捨て）}$$

年税額は、4月、7月、12月、翌年2月の計4回に分けて納めていただくことになります。

7 国税の取扱いとの主な違い

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	固定資産税の取扱い （償却資産の評価額）	国税の取扱い （法人税・取得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として 「固定資産評価基準（※1）」 に定める減価率によります。 （7ページ<減価残存率表> をご参照ください。）	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については定額法）
		【平成19年4月1日以前取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法）
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却 即時償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
中小企業者等の少額 減価償却資産の損金 算入の特例※2 （租税特別措置法）	認められません	損金算入が可能 （租税特別措置法第28条の2、 第67条の5、旧第67条の8）
共有資産	持ち分を合算して 共有者名義で申告	持ち分それぞれを減価償却
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）

※1 「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

※2 租税特別措置法において、中小企業者に該当する法人・個人事業者については、取得価格が30万円未満の減価償却資産を損金に算入できる措置が講じられていますが、この特例は国税に関する制度ですので、地方税である固定資産税（償却資産）では適用されません。（6ページ参照）従って、この特例により損金算入した資産は、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

8 非課税と課税標準の特例について

該当する資産がありましたら、申告書の「10非課税該当資産」及び「11課税標準の特例」の例の「有」を○で囲み、償却資産申告書の「18備考」欄及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に根拠法令と「非課税該当」又は「特例該当」とご記入ください。

（1）非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定要件を満たす償却資産は、固定資産税が非課税となるものがあります。該当する非課税資産を取得した場合は、『固定資産税に関する非課税申告書』をご請求の上該当することを証明する根拠資料（認可証等の写し）を申告書に添付してご提出ください。詳しくは、伊江村役場住民課税務係までお問い合わせください。

（2）課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。特例の適用を受ける場合は、特例に該当する資産であることを証明する資料（申請書・認定書・届出書・許可等の写しなど）を申告書に添付してご提出ください。詳しくは、税務係までお問い合わせください。

※課税標準の特例は、毎年の税制改正により新設、廃止、縮減・拡張されることがあります。

9 固定資産税の課税免除について

伊江村では、産業の振興と雇用の拡大に寄与することを目的に、「伊江村固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に基づき、固定資産税の課税免除を実施しています。沖縄振興特別措置法に定める指定地域（観光地形成促進地域／産業イノベーション促進地域／離島の旅館業に係る特例措置）の区域内において、青色申告者等が事業の用に供する施設又は設備を新設又は増設した場合、当該対象施設又は対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を新たに課されることとなった年度以後最大5年度分限り免除を受けることができます。

課税免除申請をする場合は、『償却資産申告書』の「18備考」欄及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に「課税免除該当」とご記入ください。また「固定資産税の課税免除申請書」及び提出していただく添付資料がありますので、税務係までお問い合わせください。

※設備投資を計画している、又は設備投資をした事業者の皆様へ
制度の詳細については下記へお問い合わせください。

公益財団法人 沖縄県産業振興公社
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口
TEL：098-894-6377（平日：8時30分～17時15分）
〒901-0152 那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方（納税義務者）

- ① 賦課期日（1月1日）現在の所有者が納税義務者となります。
- ② 所有権留保付売買については、売主が所有権を留保しているときは、当該償却資産は売主及び買主の共有物とみなされます。買主が事業の用に供していれば、買主が納税義務者となります。
- ③ リース資産については、原則としてリース会社が納税義務者となりますが、譲渡条件付リースの場合は借受人が納税義務者となります。
- ④ 信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む）が信託の引き受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところによって、第三者に譲渡することを条件として賃貸している場合は、その第三者を所有者とみなし、納税義務者は第三者となります。

<参考>

リース資産の申告対象者

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、資産を借りている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた申告区分は、下表のようになります。

リース契約の申告義務者		
リースの種類	資産を借りている方	資産を貸している方
所有権移転外リース資産 (期間終了と同時に資産が 回収されるような場合など)	申告不要	申告が必要※1
所有権移転外リース資産 (リース期間後に使用者に 譲渡される場合など)	申告が必要	申告不要

※1 法人税第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定されているリース資産（所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産）については、所有者（貸し手側）が当該資産を取得した時の価額が20万円未満である場合、償却資産の申告の必要はありません（地方税法施行令第49条ただし書）。

2 申告の区分と提出書類

<申告方法>

増減資産申告：「増加資産／減少資産申告」により、資産種類一品ごとに取得年月、取得価格、耐用年数を申告してください。

全資産申告：「電算処理申告」により、企業所有の電算機で全資産一品ごとに必要項目を入力し、課税標準額まで算出したうえで申告してください。

※ 償却資産申告書の様式は、地方税法施行規則において全国的に統一されています（第26号様式、別表1・2）。パソコン等で独自に申告書を作成する場合には、全国的に統一されている様式に準ずるものでの申告をお願いします。具体的な記入例を14～17ページに掲載しております。

区分		提出書類	申告書 第26号 様式	種類別明細書		記入上の留意事項
				増加・ 全資産用	減少 資産用	
増減 資産 申告	はじめて 申告を される方	償却資産所有	○	○ (全資産)		全資産を記入してください。
		償却資産なし	○			備考欄の「③該当資産なし」を選択してください。
	前年度 以前に 申告を されて いる方	①増加資産がある方	○	○ (増加)		
		②減少資産がある方	○		○	減少資産の資産番号を記入してください。
		上記①と②がある方	○	○ (増加)	○	減少資産の資産番号を記入してください。
		資産の増減がない方	○			備考欄の「②増減なし」を選択してください。
		該当資産がない方	○			備考欄の「③該当資産なし」を選択してください。
廃業・解散 村外への移転等	○			○	備考欄の「④廃業・解散移転等」を選択し日付をご記入ください。	
全資産申告（電算処理申告）			○	○ (全資産)		備考欄の「企業電算申告」と記入してください。 ※確認のために増減明細を提出してもらう場合があります。

3 事務所、事業所等、資産の所在地、住所、氏名又は名称が変更になった場合

変更前の事務所、事業所等、資産の所在地、住所又は名称及び変更年月日を申告書の「18備考」欄に記入してください。

4 解散、廃業、村外への移転等の場合

解散、廃業等により償却資産がない場合は、申告書の「18備考」欄に解散の時期等を含め、その旨を記入してください。廃業の場合、個人は税務署への廃業届の写し等を、法人は定款又は登記簿謄本履歴事項証明書等の写しを添付してください。

5 個人番号・法人番号の記入について

① 申告書への記入方法

償却資産申告書の記入例（14・15ページ）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあたっては13桁の法人番号を、所定の記入欄に右詰で記入してください。

② 本人確認資料の添付について

個人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の（1）又は（2）の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。

※ 法人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、本人確認書類の添付は不要です。



個人番号カード（表面）



個人番号カード（裏面）

（1）本人が申告書を提出する場合

	番号確認書類	身元確認書類
窓口 又は 郵送	個人番号カード（裏面）	①個人番号カード（表面）
	又は下記のいずれか一点 ・通知カード※1 ・個人番号が記入された 住民票の写し	②又は下記のいずれか一点 ・運転免許証 ・税理士証票 ・写真付き身分証明書
		③ ①又は②がなければ下記のいずれか二点 ・国民健康保険証 ・健康保険証 ・後期高齢者医療保険証 ・介護保険被保険者証 ・年金手帳 等
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の添付は不要です。	

（2）代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口 又は 郵送	下記のいずれか一点 ・本人の個人番号カード ・本人の通知カード※1 （裏面） ・本人の個人番号が 記載された住民票の写し	下記のいずれか一点 ・代理人の個人番号カード （表面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票 等	・税務代理権限証書 ・委任状
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の添付は不要です。		

※1 通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※2 代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

6 過年度課税について

申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により原則として5年度分）遡及することとなります。

※ 過年度に遡って減少する場合は、除却日が分かる根拠資料（固定資産台帳等）が必要です。

7 申告しない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な事由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科させることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。虚偽の申告をした場合、地方税法第385条の規定により罰金等を科させることがあります。

8 申告内容の確認調査についてのお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話での問い合わせや資料提供の依頼を行っておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い、資産の申告漏れ等が判明した場合は申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

9 申告用紙が不足の場合

伊江村ホームページからダウンロードしていただくか、伊江村役場住民課税務係の窓口にご用意いたしております。

また、伊江村ホームページ内の「暮らし・手続き」欄にある「税金」にも掲載いたしております。

10 電子申告（インターネット上からの申告）について

伊江村ではeLTAXを利用した固定資産税（償却資産）の電子申告を受け付けています。詳細情報はeLTAXホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

<申告書記入例>

令和 5 年度

継続・新規

所有者コード
(例) 12345

1 個人番号
〒905-0592

2 事業種目
アルミサッシ加工業

3 個人番号
は法人番号

4 事業開始
年月

5 昭和52 年 3 月

6 この申告
に申告す
る者の係
及び氏名

7 税理士等
の氏名

8 短縮耐用年数の承認
有・無

9 増加償却の届出
有・無

10 非課税該当資産
有・無

11 課税標準の特例
有・無

12 特別償却又は圧縮記帳
有・無

13 税務会計上の償却方法
定率法・定額法

14 青色申告
有・無

令和 5 年 1 月 6 日

伊江村長 殿

伊江村字東江前38番地

伊江村 代表取締役 伊江 太郎

伊江村 字 〇〇 番地

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

1 住所
(又は納税通
知書送付先)

2 氏名
(ふりがな)

3 個人番号
は法人番号

4 事業種目
(資本等の金額)

5 事業開始
年月

6 この申告
に申告す
る者の係
及び氏名

7 税理士等
の氏名

8 短縮耐用年数の承認
有・無

9 増加償却の届出
有・無

10 非課税該当資産
有・無

11 課税標準の特例
有・無

12 特別償却又は圧縮記帳
有・無

13 税務会計上の償却方法
定率法・定額法

14 青色申告
有・無

資産の種類	前年面に取得したもの (千円)	前年中に減少したもの (千円)	取得額 (千円)	評価額 (千円)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
1 構築物	7 000 000	2 200 000	9 200 000			
2 機械及び装置	8 100 000	3 236 400	7 863 600			
3 船舶			5 000 000			
4 航空機						
5 車両及び運搬器具						
6 工具、器具及び備品	1 150 000	255 000	450 000			
7 合計	16 250 000	3 491 400	10 650 000			23 408 600

資産の種類	評価額 (千円)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬器具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

企業電算方式により申告される方以外は
記入しないでください。

15 伊江村内における事業
所等資産の所在地

16 借入資産
(有・無)

17 事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家

18 備考
資産の増減等(該当する番号に○印をつけてください)
① 増加減少資産あり(別紙種類別明細書を作成してください)
② 資産の増減なし
③ 該当資産なし
④ 廃業・解散・移転等(H・R 年 月)

欄	記入方法
① 住所・氏名	住所・氏名・電話番号を記入し、予め印字されている住所、氏名（法人名）に変更がある場合は訂正し、「18.備考」の余白部に変更年月日を記入してください。
② 個人番号又は法人番号	マイナンバー制度により通知された番号（個人12桁、法人13桁）を記入してください。個人番号は左側1文字空けて記入してください。償却資産を共有されている方は記入不要です。マイナンバーの記載と申告書提出については12ページをご覧ください。
③ 事業種目・開始年月・連絡先等	事業種目（事業内容）、開始年月（法人の場合は設立年月日）を記入してください。また、申告内容について問い合わせをする場合がありますので担当者、税理士、会計士等の連絡先を記入してください。
④ 償却方法、特例等の該当	該当する項目に○をつけてください。
⑤ 前年前に取得したもの（イ）	前年までに申告された資産の取得価額の合計額です。この欄の額は、前年度申告書の（二）欄の額と同じです。
⑥ 前年中に減少したもの（ロ）	前年中に減少（売却・廃棄・移動）した資産及び申告漏れになっていた減少資産の取得価額を種類別に記入してください。この欄の合計額は、種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額を転記します。
⑦ 前年中に取得したもの（ハ）	前年中に増加（新品取得・中古品取得・移動による受け入れ）した資産及び申告漏れになっていた増加資産の取得価額を種類別に記入してください。この欄の合計額は、種類別明細書（増加資産・新規申告全資産用）の取得価額の合計額を転記します。
⑧ 伊江村内における事業所等 資産の所在地	伊江村内にある資産の所在地を記入してください。
⑨ 借用資産	借用資産（土地・家屋を除いたリース資産）の有無に○をつけてください。借用資産がある場合は、資産の名称・貸主の名称・電話番号を記入してください。
⑩ 事業所用家屋の所有区分	該当する項目に○をつけてください。
⑪ 備考	①～④の該当する番号に○印をつけ、その他申告について必要な事項を記入してください。

<増加明細記入例>

令和 5 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード		所有者名		枚数		摘要						
(例) 12345		〇〇株式会社		1枚のうち 1枚目		1枚目						
行番号	資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数	取得年月	取得価額	耐用年	減価残存率	価額	課税標準額	増加事由	摘要
01	2	3	駐車場アスファルト舗装	4	5 3 9	1,500,000	7	10			8	9
02	1		看板	1	5 2 12	450,000	10				1・2 3・4	申告もれ
03	6		レジスター	1	4 30 10	200,000	5				1・2 ③・4	△△市より 移動
18			小計	3		2,150,000					1・2 3・4	

第二十六号様式別表一

令和4年1月2日～令和5年1月1日の間に新たに取得した資産及び申告もれになっていた増加資産を記入してください。

欄	記入方法
① 所有者名	氏名又は法人名を記入してください。
② 資産の種類	資産の種類を記入してください。(どの種類に属するかは、3ページを参照してください。)
③ 資産の名称等	具体的にどのような資産なのか分かるように資産の名称・規格・型式等を記入してください。
④ 数量	資産の数量(個数・台数)を記入し、一式等の場合は「1」と記入してください。
⑤ 取得年月	資産を取得した年月を記入してください。年号(昭和…3、平成…4、令和…5)
⑥ 取得価額	資産を取得するために支出した金額(引取運賃や購入手数料などの付帯額を含む)を記入してください。
⑦ 耐用年数	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。
⑧ 増加事由	欄外下部の区分により該当する番号に○をつけてください。
⑨ 摘要	次のような事項を記入してください。 (1) 課税標準の特例が適用される資産は、その旨の表示と適用条項(例:特349の3) (2) 減免・非課税に該当する資産については、その旨の表示(例:減免) (3) その他価額の決定に当たって必要な事項

<減少明細記入例>

令和 5 年度

種類別明細書(減少資産用)

所有者コード (例) 12345		所有者名 ○○株式会社		枚のうち 1枚						
資産の種類 行番号	抹消コード 2	資産の名称等 4	数量 5	取得年月 年 月 年 号		取得価額 6	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 その他 7	摘要 8
				01	42900001					
02	42600003	エアコン	1	4	25	5	6	250,000	1・2・3・4	故障
03	42800005	自動販売機	1	4	27	11	5	300,000	1・2・3・4	90万(3台)のうち30万(1台)減
16									1・2・3・4	
18									1・2・3・4	
小計			3					750,000		

資産の一部が減少した場合、減少した『数量』と『取得価額』を記入

令和4年1月2日～令和5年1月1日の間に減少した資産及び申告もれになっていた減少資産を記入してください。
(同封の前年度償却資産一覧表から、減少した資産の種類・資産コード等を転記してください。)

欄	記入方法
① 所有者名	氏名又は法人名を記入してください。
② 資産の種類	同封の前年度償却資産一覧表から、該当する減少資産の「種類」を転記してください。
③ 抹消コード	同封の前年度償却資産一覧表から、該当する減少資産の「資産コード」を転記してください。
④ 資産の名称等	同封の前年度償却資産一覧表から、該当する減少資産の「名称等」を転記してください。
⑤ 数量	減少した数量を記入してください。
⑥ 取得価額	減少した資産の取得価額(減少する額)を記入してください。 資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記入してください。 この取得価額の種類別集計額及び合計額を償却資産申告書(ロ)欄へ記入してください。
⑦ 減少の事由及び区分	該当する番号に○をつけてください。
⑧ 摘要	減少した資産について説明を要する場合は簡単に記入してください。

<償却資産の申告対象の確認みほん>

申告の対象となるもの

固定資産台帳 兼 減価償却計算書

株式会社 ××××

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

みほん

物件名称	数量	償却方法	取得年月 供用年月	耐用 年数	償却 率	期 間	取得価額	期首 帳簿価額	当期 増減額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価 累計額	適用
【建物・建物付属設備・構築物】													
事務所	1	旧定額	H15.5/H15.5	60	0.02	12	¥10,610,765	¥7,777,688	¥0	¥190,994	¥7,586,694	¥3,024,071	
店舗内装工事	1	250%定率	H23.7/H23.7	30	0.083	12	¥9,715,000	¥487,281	¥0	¥599,446	¥6,622,797	¥3,092,203	
駐車場ライン引き	1	定額	H29.2/H29.2	10	0.1	12	¥830,000	¥737,317	¥0	¥83,000	¥654,317	¥175,683	
※資産計※							¥21,155,765	¥9,002,286	¥0	¥873,440	¥14,863,808	¥6,291,957	
【機械装置】													
無停電源装置	1	200%定率	H30.5/H30.5	15	0.133	11	¥1,306,000	¥0	¥1,306,000	¥159,223	¥1,146,777	¥159,223	
※資産計※							¥1,306,000	¥0	¥1,306,000	¥159,223	¥1,146,777	¥159,223	
【船舶】													
レジャーボート	1	200%定率	H30.3/H30.3	2	1	12	¥2,777,778	¥5,389,754	¥0	¥2,546,296	¥1	¥2,777,777	中古資産
※資産計※							¥2,777,778	¥5,389,754	¥0	¥2,546,296	¥1	¥2,777,777	
【車両運搬具】													
自動車	1	250%定率	H20.3/H20.3	6	0.417	12	¥1,900,000	¥1	¥0	¥0	¥1	¥1,899,999	償却済み
フォークリフト	1	旧定率	H6.11/H6.11	2	0.2	12	¥600,000	¥30,000	¥0	¥0	¥30,000	¥570,000	中古資産
※資産計※							¥2,500,000	¥30,001	¥0	¥0	¥30,001	¥2,469,999	
【器具及び備品】													
パソコン	1	旧定額	H17.1/H17.1	4	0.2	12	¥269,800	¥8,096	¥0	¥2,697	¥5,399	¥264,401	
エアコン	1	定額	H22.4/H22.4	6	0.167	12	¥210,000	¥1	¥0	¥0	¥1	¥209,999	償却済み
※資産計※							¥479,800	¥8,097	¥0	¥2,697	¥5,400	¥474,400	
【無形固定資産】													
ソフトウェア	1	定額	H31.3/H31.3	15	0.067	1	¥6,953,892	¥0	¥6,953,892	¥38,825	¥6,915,067	¥38,825	
※資産計※							¥6,953,892	¥0	¥6,953,892	¥38,825	¥6,915,067	¥38,825	

固定資産台帳は、固定資産の取得から減価償却費の計算、売却・除却に至る推移を個別に管理するための帳簿です。

- ① 償却資産の申告を行う際は、まず直近の固定資産台帳をご覧いただき、所有されている減価償却資産に課税対象となるものがあるかどうか確認します。
- ② 対象となる資産は「建物附属設備・構築物」、「機会及び装置」、「船舶・航空機」、「車両運搬具」、「工具・器具及び備品」等です。上記みほんでは、太枠で囲まれた資産が固定資産税（償却資産）の課税対象資産です。
※ 家屋を賃借して行った内装や造作、設備の設置も申告の対象となりますのでご注意ください。
- ③ 対象となる償却資産をお持ちの場合は、申告の際太枠で示された「物件名称」、「数量」、「取得年月」、「耐用年数」、「取得価額」の記入が必要となります。
- ④ 車両運搬具については、大型特殊自動車に該当するものが課税対象となりますので、車種をご確認ください。
- ⑤ 無形固定資産（ソフトウェア等）は申告の対象ではありません。

株式会社 × × × ×				少額減価償却資産明細表		みほん	
資産名称	数量	取得年月	取得価額	損金算入額	備考		
ノートパソコン	1	H31.6	¥162,000	¥162,000	措法67の5		

国税では、租税特別措置法第28条の2、第67条の5を適用して、取得価額30万円未満の償却資産を、購入・使用した年度に一括して経費として計上できますが、固定資産税では適用できないため償却資産の申告対象となります。

申告の対象とならないもの

株式会社 × × × ×				一括償却資産明細表				みほん	
資産名称	数量	取得年月	取得価額	期首帳簿価額	当期損金算入限度額	当期損失経理額	期末帳簿価額	損金算入累計額	
【平成30年4月～平成31年3月】									
デスクトップパソコン	1	H30.10	¥156,000						
冷蔵庫(本社)	1	H30.10	¥189,000						
冷蔵庫(店舗)	1	H30.11	¥139,800						
軟水器	1	H31.1	¥109,620						
【平成30年4月～平成31年3月】合計			¥594,420	¥594,420	¥198,140	¥198,140	¥396,280	¥198,140	

取得価額20万円未満の資産のうち、3年一括償却するものは申告対象外となります。（上記見本では全て申告対象外です）
※ その他申告の必要がない資産については手引き6ページをご参照ください。

耐用年数表

種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数	種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数	
建物 附属設備	電気設備(照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6	構築物	下水道、側溝、擁壁及びへい	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	15	
		その他のもの	15			れんが造のもの	25	
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15			石造のもの	35	
	集中式の冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下のもの)	13			金属製のもの	露天式立体駐車場設備	15
		その他のもの	15				フェンス	10
	昇降機設備	エレベーター	17		食料品製造業用設備		10	
		エスカレーター	15		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10	
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8		繊維工業用設備	炭素繊維製造設備		
						黒鉛化炉	3	
	エアーカーテン又はドアー自動開閉設備		12			その他の設備	7	
						その他の設備	7	
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15		木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備		8	
		その他のもの	8		家具又は装備品製造業用設備		11	
店舗簡易設備		3	バルブ、紙又は紙加工品製造業設備		12			
可動間仕切り	簡易なもの	3	印刷業又は印刷関連設備	デジタル印刷システム設備	4			
	その他のもの	15		製本業用設備	7			
前掲以外及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18		新聞業用設備				
	その他のもの	10		モノタイプ、写真又は通信設備	3			
電気通信事業用のもの	通信ケーブル			その他の設備	10			
	光ファイバー製のもの	10		その他の設備	10			
	その他のもの	13	その他の設備	10				
	地中電線路	27	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5			
	その他の線路設備	21		塩化りん製造設備	4			
	放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱			活性炭製造設備	5		
円筒空中線式のもの		30		ゼラチン又はにかわ製造設備	5			
その他のもの		40		半導体用フォトレジスト製造設備	5			
鉄筋コンクリート柱		42		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5			
木塔及び木柱		10	その他の設備	8				
アンテナ		10	石油製品又は石炭製品製造業用設備	7				
広告用のもの	金属製のもの	20	プラスチック製品製造業用設備(他に掲げるものを除く)	8				
	その他のもの	10	ゴム製品製造業用設備	9				
構築物	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド		なめし皮、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9			
		主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	45	窯業又は土石製品製造業用設備	9			
		主として鉄骨造のもの	30	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5		
		主として木造のもの	10		純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は铸铁管製造業用設備	9		
		ネット設備	15		その他の設備	14		
		野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工設備	30		非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11	
		水泳プール	30	その他の設備		7		
		その他のもの		金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6		
		児童用のもの			その他の設備	10		
		すべり台、ぶらんこ、ジャングルジム、その他の遊戯用のもの	10		はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるもの)製造業用設備	(後掲の電子部品、デバイス、電子回路、情報通信機械器具製造業用設備を除く。)	12	
		その他のもの	15			生産用機械器具(物の生産の用に供されるもの)製造業用設備	9	
		その他のもの		金属加工機械製造設備		9		
		主として木造のもの	15	その他の設備		12		
		その他のもの	30					
緑化施設及び庭園	工場緑化設備	7						
	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く)	20						
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15						
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10						
	ビチューマルス敷のもの	3						

種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数	
機械及び装置	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む)製造業用設備)	(前掲のは用機械器具、後掲の電気機械器具、搬送用機械器具製造業用設備を除く。)	7	
		光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る)製造設備	6	
		電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	プリント配線基板製造設備	6
			フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
			その他の設備	8
		電気機械器具製造業用設備		7
		情報通信機械器具製造業用設備		8
		輸送用機械器具製造業用設備		9
		その他の製造業用設備		9
		農業用設備		7
		林業用設備		5
	漁業用設備	(水産養殖用設備を除く)	5	
	水産養殖業用設備		5	
	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備		
		抗井設備	3	
		掘さく設備	6	
		その他の設備	12	
	その他の設備	その他の設備	6	
	総合工業業用設備		6	
	電気業用設備	電気業用水力発電設備		22
		その他の水力発電設備		20
		汽力発電設備		15
		内燃力又はガスタービン発電設備		15
		送電又は電気業用変電若しくは配電設備		
		需要者用計器	15	
		柱上変圧器	18	
		その他の設備	22	
		鉄道又は軌道業用変電設備		15
		その他の設備		
		主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8		
	ガス業用設備	製造用設備		10
		供給用設備		
		鋳鉄製導管	22	
		鋳鉄製導管以外の導管	13	
		需要者用計量器	13	
		その他の設備	15	
		その他の設備		
		主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8		
	熱供給業用設備		17	
	水道業用設備		18	
	通信業用設備		9	
	放送業用設備		6	
	映像、音声又は文字情報制作業用設備		8	
鉄道業用設備	自動改札装置		5	
	その他の設備		12	
道路貨物運送業用設備		12		
倉庫業用設備		12		
運輸に附帯するサービス業用設備		10		
飲食料品卸売業用設備		10		
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そう除く)		13	
	その他の設備		8	

種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数	
機械及び装置	飲食料品小売業用設備		9	
	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8	
		その他の設備		
		主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8		
	技術サービス業用設備(他項目のものを除く)	計量証明業用設備	8	
	その他の設備		14	
	宿泊業用設備		10	
	飲食店業用設備		8	
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13	
	その他の生活関連サービス業用設備		6	
	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備		11
		遊園地用設備		7
		ボウリング場用設備		13
		その他の設備		
	主として金属製のもの	17		
	その他のもの	8		
	教育業(学校教育業を除く)又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備		5
		その他の設備		
		主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8		
	自動車整備業用設備		15	
	その他のサービス業用設備		12	
	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備		10
		その他の設備		
		主として金属製のもの	17	
		その他のもの	8	
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける鋼船	漁船		
		総数500トン以上	12	
		500トン未満	9	
		油そう船		
		総数2,000トン以上	13	
		2,000トン未満	11	
		薬品そう船		10
		その他のもの		
		総数2,000トン以上	15	
		2,000トン未満		
		しゅんせつ船及び砂利採取船	10	
	カーフェリー	11		
	その他のもの	14		
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船	漁船		6
		薬品そう船		8
		その他のもの		10
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船	(他の項に掲げるものを除く)		9
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船			7
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト			8	
その他	鋼船	しゅんせつ船及び砂利採取船	7	
		発電船及びとう載漁船	8	
		ひき船	10	
		その他のもの	12	
	木船	とう載漁船	4	
		しゅんせつ船及び砂利採取船	5	
		動力漁船及びひき船	6	
		薬品そう船	7	
		その他のもの	8	

種類	構造、用途又は設備の種類		細目	耐用年数
船舶	その他	その他	モーターボート及びどう載漁船	4
			その他のもの	5
航空機	飛行機		主として金属製のもの	
			最大離陸重量130トン超	10
			同 5.7t超130トン未満	8
			同 5.7トン以下	5
			その他のもの	5
その他のもの			ヘリコプター及びグライダー	5
			その他のもの	5
車両及び運搬具	大型特殊自動車	その他のもの	フォークリフト、モータースイーパー	4
			自転車及びリヤカー	2
			トロッコ	
			金属製のもの	5
			その他のもの	3
			その他のもの	
			自走能力を有するもの	7
その他のもの	4			
工具	測定工具及び検査工具		(電気又は電子を利用するものを含む)	5
	治具及び取付工具			3
	ロール	金属圧延用のもの		4
		なつ染めロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの		3
	型(型枠を含む)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型		2
		その他のもの		3
	切削工具			2
	金属製柱及びカッペ			3
	活字及び活字に常用される金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る)		2
		自製活字及び活字に常用される金属		8
	前掲のもの以外のもの	白金ノズル		13
		その他のもの		3
	前掲の区分によらないもの	白金ノズル		13
		その他の主として金属製のもの		8
		その他のもの		4
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)		事務機、いす及びキャビネット	
			主として金属製のもの	15
			その他のもの	8
			応接セット	
			接客業用のもの	5
			その他のもの	8
			ベッド	8
			児童用机及びいす	5
			陳列棚及び陳列ケース	
			冷凍機付き及び冷蔵機付きのもの	6
			その他のもの	8
			その他の家具	
			接客業用のもの	5
			その他のもの	
			主として金属製のもの	15
			その他のもの	8
			ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー、その他の音響機器	5
			冷房用又は暖房用機器(ルームエアコンディショナー)	6
			電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
			氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式ものを除く)	4

種類	構造、用途又は設備の種類		細目	耐用年数			
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)			カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3			
			じゅうたんその他の床用敷物				
			小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込み用又は劇場用のもの	3			
			その他のもの	6			
			室内装飾				
			主として金属製のもの	15			
			その他のもの	8			
			食事又はちゅう房用品				
			陶磁器製又はガラス製のもの	2			
			その他のもの	5			
			その他のもの				
			主として金属製のもの	15			
			その他のもの	8			
			事務機器及び通信機器			謄写機器及びタイプライター	
						孔版印刷又は印書業用のもの	3
その他のもの	5						
電子計算機							
パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)	4						
その他のもの	5						
複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5						
その他の事務機器	5						
テレタイプライター及びファクシミリ	5						
インターホン及び放送用設備	6						
時計、試験機器及び測定機器			電話設備その他の通信機器				
			デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6			
			その他のもの	10			
			時計	10			
光学機器及び写真製作機器			度量衡器	5			
			試験又は測定機器	5			
看板及び広告器具			オペラグラス	2			
			カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5			
			引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8			
容器及び金庫			看板、ネオンサイン及び気球	3			
			マネキン人形及び模型	2			
			その他のもの				
			主として金属製のもの	10			
			その他のもの	5			
理容又は美容機器			ボンベ				
			溶接製のもの	6			
			鍛造製のもの				
			塩素用のもの	8			
			その他のもの	10			
			ドラムかん、コンテナその他の容器				
			大型コンテナ(長さ6m以上のものに限る)	7			
			その他のもの				
			金属製のもの	3			
			その他のもの	2			
金庫							
手さげ金庫	5						
その他のもの	20						

種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数
器具及び備品	医療機器	消毒殺菌用機器	4
		手術機器	5
		血液透析又は血しょう交換用機器	7
		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
		調剤機器	6
		歯科診療用ユニット	7
		光学検査機器	
		ファイバースコープ	6
		その他のもの	8
		その他のもの	
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析機	4
		その他のもの	6
		その他のもの	
		陶磁器製又はガラス製のもの	3
	主として金属製のもの	10	
	その他のもの	5	
	娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
		パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2
		ご、しょうぎ、マージャン、その他の遊戯具	5
		スポーツ具	3
		劇場用観客いす	3
		どんちょう及び幕	5
		衣しょう、かつら、小道具及び大道具	2
		その他のもの	
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
	生物	植物	
		貸付業用のもの	2
		その他のもの	15
		動物	
		魚類	2
		鳥類	4
	その他のもの	8	
	前掲のもの以外のもの	映画フィルム(スライドを含む)、磁気テープ及びレコード	2
シート及びロープ		2	
きのこ栽培用ほだ木		3	
漁具		3	
葬儀用具		3	
楽器		5	
自動販売機(手動のものを含む)		5	
無人駐車管理装置		5	
焼却炉		5	
その他のもの			
主として金属製のもの		10	
その他のもの		5	
前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	15	
その他のもの	8		

※ 上の表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)第1条第1項に定める「別表第一機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」及び「別表第二機会及び装置の耐用年数表」に基づいて作成したものです。一部省略した部分もあるので、詳細については同省令をご参照ください。

◆ 提出前に再度確認 ◆

チェック!

- 申告書に記入漏れはありませんか？
(住所、氏名、連絡先など)

- 家屋対象資産（自己所有家屋に設置した埋込型エアコン）や無形固定資産（ソフトウェア）など申告不要な資産が含まれていませんか？
→ 家屋と償却資産の区別詳細は5ページ参照

- （継続して申告される方）前年度期末と今年度期首の金額が一致していますか？

- （控えが必要な方）返信用封筒（切手貼付）を同封されていますか？



伊江村公式キャラクター
「タッチゅん」